

瀬戸市遺児修学手当支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年9月25日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市条例第36号

瀬戸市遺児修学手当支給条例の一部を改正する条例

瀬戸市遺児修学手当支給条例（昭和48年瀬戸市条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(支給期間及び支払期月) 第6条 <省略> <u>2 受給資格者が災害その他やむを得ない理由により前条の規定による認定の申請をすることができなかつた場合において、その理由がやんだ後15日以内にその申請をしたときは、手当の支給は、前項の規定にかかわらず、受給資格者がやむを得ない理由により認定の申請をすることができなくなった日の属する月の翌月から始める。</u>	(支給期間および支払期月) 第6条 <省略>
<u>3 手当は、3月及び9月の2期に、それぞれの月までの分を支払う。ただし、手当を支給すべき理由が消滅した場合には、支払期月でない月であっても、支払うものとする。</u>	2 手当は、3月および9月の2期に、それぞれの月までの分を支払う。ただし、手当を支給すべき理由が消滅した場合には、支払期月でない月であっても、支払うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の瀬戸市遺児修学手当支給条例（以下「新条例」という。）第6条第2項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に生じた災害その他やむを得ない理由により新条例第5条の規定による認定の申請をすることができなかつた場合について適用する。

3 前項の規定に関わらず、災害その他やむを得ない理由で令和2年9月1日から施行日の前日までの間に生じたものにより改正前の瀬戸市遺児修学手当支給条例第5条の規定による認定の申請をすることができなかつた場合については、新条例第6条第2項の規定を適用する。この場合においては、同項中「その理由がやんだ後15日以内」とあるのは、「その理由がやんだ後15日以内（その理由のやんだ日が瀬戸市遺児修学手当支給条例の一部を改正する条例（令和2年瀬戸市条例第36号）の施行の前日である場合には、同日後15日以内）」とする。